

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

 : 令和6年6月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注							
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (163単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分から計算して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	特定事業所加算(Ⅳ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等定額研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×58/100	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	
		(2) 20分以上30分未満 (244単位)																	
		(3) 30分以上1時間未満 (387単位)																	
		(4) 1時間以上 (567単位に30分を増すごとに +82単位)																	
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (179単位)	-1/100	-1/100	所要時間が20分から計算して25分を増すごとに+65単位(195単位を限度)	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100	特定事業所加算(Ⅰ) +10/100	特定事業所加算(Ⅱ) +10/100	特定事業所加算(Ⅲ) +3/100	指定居宅介護事業所で障害者等定額研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×58/100	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算			
	(2) 45分以上 (220単位)																		
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 97単位)																			

二 初回加算 (1月につき +200単位)

ホ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)  
 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)

ヘ 口腔連携強化加算 (1回につき +60単位(1月に1回を限度))

ト 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

注	注
【1】介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×245/10000)	注 所定単位数は、イからオまでにより算出した単位数の合計
【2】介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×224/10000)	
【3】介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×182/10000)	
【4】介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×145/10000)	
【5】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位数×221/10000)	
【6】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位数×208/10000)	
【7】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位数×200/10000)	
【8】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位数×187/10000)	
【9】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位数×184/10000)	
【10】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位数×163/10000)	
【11】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位数×163/10000)	
【12】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位数×158/10000)	
【13】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位数×142/10000)	
【14】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位数×139/10000)	
【15】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位数×121/10000)	
【16】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位数×118/10000)	
【17】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位数×100/10000)	
【18】介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位数×76/10000)	

【特別地域訪問介護加算】、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 業務経統計面未確定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注
	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経統計画未策定減算	介護職員3人が行った場合	全入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,266単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×50/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×65/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ 初回加算 (1月につき +200単位)

ハ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)  
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)

ニ 看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限り1回につき +64単位)

ホ サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)  
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)  
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	注
(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×100/10000)	※ 所定単位数は、イからホまでより算出した単位数の合計
(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×94/10000)	
(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×79/10000)	
(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位数×63/10000)	
(イ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1) (1月につき +所定単位数×89/10000)	
(ロ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2) (1月につき +所定単位数×84/10000)	
(ハ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3) (1月につき +所定単位数×83/10000)	
(ニ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4) (1月につき +所定単位数×78/10000)	
(ホ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5) (1月につき +所定単位数×73/10000)	
(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6) (1月につき +所定単位数×67/10000)	
(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7) (1月につき +所定単位数×65/10000)	
(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8) (1月につき +所定単位数×68/10000)	
(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9) (1月につき +所定単位数×59/10000)	
(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10) (1月につき +所定単位数×54/10000)	
(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11) (1月につき +所定単位数×52/10000)	
(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12) (1月につき +所定単位数×48/10000)	
(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13) (1月につき +所定単位数×44/10000)	
(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) (1月につき +所定単位数×33/10000)	

※ 「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入

※ 業務経統計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100



#### 4 訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注									
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 30単位	-1/100	-1/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×50/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	リハビリテーションマネジメント加算 1日につき +180単位 リハビリテーションマネジメント加算 1日につき +213単位	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算	特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算 特別地域訪問リハビリテーション加算
	介護老人保健施設の場合																		
	介護医療院の場合																		

ロ 医師共回指導加算 (600単位を上限)

ハ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)

ニ サービス提供体制強化加算  
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)  
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +9単位)

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」「中山間地域等における小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定前の単位数を算入

#### 5 居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	注				
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (615単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (627単位)							
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (646単位)							
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時緊急応答管理料 又は特設施設入居料等 認定施設管理料を算定 する場合)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (609単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (627単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (650単位)							
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月5回を限度) (46単位)							
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (617単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (627単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (641単位)	+100単位	+250単位	+150単位	特別な薬剤の投薬が行われている在宅 の利用者又は居住系施設入居者等に対 して、当該薬剤の使用に際する必要な薬 学的管理指導を行った場合				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)					(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (609単位)	+100単位	+250単位	+150単位
						(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (617単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (630単位)							
(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (615単位)	(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (627単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (642単位)							
		(四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月5回を限度) (46単位)							
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合 (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (645単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (637単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (644単位) (2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合 (一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (626単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (637単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (624単位)	+15/100	+10/100	+5/100	+15/100				
ホ 専任衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (632単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (626単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (626単位)								
						(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (632単位)			

※ ハ(2)～(三)について、がん末期の患者、中心神経障害等及び、不全不眠症などで医薬品利用を要する患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
※ ホについて、対象的な居宅管理を行っている施設が、当該患者の身体介護(Ⅰ～Ⅲ)と併行して居宅管理を行う必要がある場合は、当該施設の日あたり20日以内限り、ホ(2)回を指導料として算定できる。  
※ 注について、がん末期の患者については、月6回を限度として算定できる。

6 通所介護費

Main table for 'Basic Part' (基本部分) detailing nursing fees for different levels (イ through ハ) and durations (1 to 6). Columns include fee amounts for each duration and various addition items like 'Specialized care' (特設加算) and 'Home care support' (在宅介護支援).

Table (1) detailing service strengthening measures (サービス提供体制強化加算) with three categories and their respective unit-based calculations.

Table (2) detailing staff qualifications and training (人材育成) with multiple categories for different staff types and their respective unit-based calculations.

Footnote explaining the basis for fee calculations, including user count and specific conditions for various addition items.

7 通所リハビリテーション費

基本部分	費用		減額		加算		加算		加算		加算		加算		加算		加算		加算		加算		
	料	金	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	率	額	
病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	料	1,100	×70/100	×70/100	+	+31/100	1日につき +30単位															
		金	1,100																				
		料	1,100																				
		金	1,100																				
		料	1,100																				
	(2) 2時間以上 3時間未満	料	1,300																				
		金	1,300																				
(3) 3時間以上 4時間未満	料	1,500																					
	金	1,500																					
(4) 4時間以上 5時間未満	料	1,700																					
	金	1,700																					
(5) 5時間以上 6時間未満	料	1,900																					
	金	1,900																					
(6) 6時間以上 7時間未満	料	2,100																					
	金	2,100																					
(7) 7時間以上 8時間未満	料	2,300																					
	金	2,300																					
介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	料	1,100	×70/100	×70/100	+	+31/100	1日につき +30単位															
		金	1,100																				
		料	1,100																				
		金	1,100																				
		料	1,100																				
	(2) 2時間以上 3時間未満	料	1,300																				
		金	1,300																				
(3) 3時間以上 4時間未満	料	1,500																					
	金	1,500																					
(4) 4時間以上 5時間未満	料	1,700																					
	金	1,700																					
(5) 5時間以上 6時間未満	料	1,900																					
	金	1,900																					
(6) 6時間以上 7時間未満	料	2,100																					
	金	2,100																					
(7) 7時間以上 8時間未満	料	2,300																					
	金	2,300																					
介護施設の場合	(1) 1時間以上 2時間未満	料	1,100	×70/100	×70/100	+	+31/100	1日につき +30単位															
		金	1,100																				
		料	1,100																				
		金	1,100																				
		料	1,100																				
	(2) 2時間以上 3時間未満	料	1,300																				
		金	1,300																				
(3) 3時間以上 4時間未満	料	1,500																					
	金	1,500																					
(4) 4時間以上 5時間未満	料	1,700																					
	金	1,700																					
(5) 5時間以上 6時間未満	料	1,900																					
	金	1,900																					
(6) 6時間以上 7時間未満	料	2,100																					
	金	2,100																					
(7) 7時間以上 8時間未満	料	2,300																					
	金	2,300																					





基本部分	1. 1階部分		2. 2階部分		3. 3階部分		4. 4階部分		5. 5階部分		6. 6階部分		7. 7階部分		8. 8階部分		9. 9階部分		10. 10階部分		11. 11階部分		12. 12階部分		13. 13階部分		14. 14階部分		15. 15階部分		16. 16階部分		17. 17階部分		18. 18階部分		19. 19階部分		20. 20階部分		21. 21階部分		22. 22階部分		23. 23階部分		24. 24階部分		25. 25階部分		26. 26階部分		27. 27階部分		28. 28階部分		29. 29階部分		30. 30階部分		31. 31階部分		32. 32階部分		33. 33階部分		34. 34階部分		35. 35階部分		36. 36階部分		37. 37階部分		38. 38階部分		39. 39階部分		40. 40階部分		41. 41階部分		42. 42階部分		43. 43階部分		44. 44階部分		45. 45階部分		46. 46階部分		47. 47階部分		48. 48階部分		49. 49階部分		50. 50階部分		51. 51階部分		52. 52階部分		53. 53階部分		54. 54階部分		55. 55階部分		56. 56階部分		57. 57階部分		58. 58階部分		59. 59階部分		60. 60階部分		61. 61階部分		62. 62階部分		63. 63階部分		64. 64階部分		65. 65階部分		66. 66階部分		67. 67階部分		68. 68階部分		69. 69階部分		70. 70階部分		71. 71階部分		72. 72階部分		73. 73階部分		74. 74階部分		75. 75階部分		76. 76階部分		77. 77階部分		78. 78階部分		79. 79階部分		80. 80階部分		81. 81階部分		82. 82階部分		83. 83階部分		84. 84階部分		85. 85階部分		86. 86階部分		87. 87階部分		88. 88階部分		89. 89階部分		90. 90階部分		91. 91階部分		92. 92階部分		93. 93階部分		94. 94階部分		95. 95階部分		96. 96階部分		97. 97階部分		98. 98階部分		99. 99階部分		100. 100階部分	
	1. 1階部分	2. 2階部分	3. 3階部分	4. 4階部分	5. 5階部分	6. 6階部分	7. 7階部分	8. 8階部分	9. 9階部分	10. 10階部分	11. 11階部分	12. 12階部分	13. 13階部分	14. 14階部分	15. 15階部分	16. 16階部分	17. 17階部分	18. 18階部分	19. 19階部分	20. 20階部分	21. 21階部分	22. 22階部分	23. 23階部分	24. 24階部分	25. 25階部分	26. 26階部分	27. 27階部分	28. 28階部分	29. 29階部分	30. 30階部分	31. 31階部分	32. 32階部分	33. 33階部分	34. 34階部分	35. 35階部分	36. 36階部分	37. 37階部分	38. 38階部分	39. 39階部分	40. 40階部分	41. 41階部分	42. 42階部分	43. 43階部分	44. 44階部分	45. 45階部分	46. 46階部分	47. 47階部分	48. 48階部分	49. 49階部分	50. 50階部分	51. 51階部分	52. 52階部分	53. 53階部分	54. 54階部分	55. 55階部分	56. 56階部分	57. 57階部分	58. 58階部分	59. 59階部分	60. 60階部分	61. 61階部分	62. 62階部分	63. 63階部分	64. 64階部分	65. 65階部分	66. 66階部分	67. 67階部分	68. 68階部分	69. 69階部分	70. 70階部分	71. 71階部分	72. 72階部分	73. 73階部分	74. 74階部分	75. 75階部分	76. 76階部分	77. 77階部分	78. 78階部分	79. 79階部分	80. 80階部分	81. 81階部分	82. 82階部分	83. 83階部分	84. 84階部分	85. 85階部分	86. 86階部分	87. 87階部分	88. 88階部分	89. 89階部分	90. 90階部分	91. 91階部分	92. 92階部分	93. 93階部分	94. 94階部分	95. 95階部分	96. 96階部分	97. 97階部分	98. 98階部分	99. 99階部分	100. 100階部分																																																																																																				
1. 1階部分	2. 2階部分	3. 3階部分	4. 4階部分	5. 5階部分	6. 6階部分	7. 7階部分	8. 8階部分	9. 9階部分	10. 10階部分	11. 11階部分	12. 12階部分	13. 13階部分	14. 14階部分	15. 15階部分	16. 16階部分	17. 17階部分	18. 18階部分	19. 19階部分	20. 20階部分	21. 21階部分	22. 22階部分	23. 23階部分	24. 24階部分	25. 25階部分	26. 26階部分	27. 27階部分	28. 28階部分	29. 29階部分	30. 30階部分	31. 31階部分	32. 32階部分	33. 33階部分	34. 34階部分	35. 35階部分	36. 36階部分	37. 37階部分	38. 38階部分	39. 39階部分	40. 40階部分	41. 41階部分	42. 42階部分	43. 43階部分	44. 44階部分	45. 45階部分	46. 46階部分	47. 47階部分	48. 48階部分	49. 49階部分	50. 50階部分	51. 51階部分	52. 52階部分	53. 53階部分	54. 54階部分	55. 55階部分	56. 56階部分	57. 57階部分	58. 58階部分	59. 59階部分	60. 60階部分	61. 61階部分	62. 62階部分	63. 63階部分	64. 64階部分	65. 65階部分	66. 66階部分	67. 67階部分	68. 68階部分	69. 69階部分	70. 70階部分	71. 71階部分	72. 72階部分	73. 73階部分	74. 74階部分	75. 75階部分	76. 76階部分	77. 77階部分	78. 78階部分	79. 79階部分	80. 80階部分	81. 81階部分	82. 82階部分	83. 83階部分	84. 84階部分	85. 85階部分	86. 86階部分	87. 87階部分	88. 88階部分	89. 89階部分	90. 90階部分	91. 91階部分	92. 92階部分	93. 93階部分	94. 94階部分	95. 95階部分	96. 96階部分	97. 97階部分	98. 98階部分	99. 99階部分	100. 100階部分																																																																																																					

1. 1階部分 2000単位を加算

2. 2階部分 (1日につき 12単位を加算)

3. サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1階につき 22単位を加算)  
 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1階につき 18単位を加算)  
 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1階につき 6単位を加算)

階数	加算単位
1階	2000
2階	12
3階	22
4階	18
5階	6
6階	22
7階	18
8階	6
9階	22
10階	18
11階	6
12階	22
13階	18
14階	6
15階	22
16階	18
17階	6
18階	22
19階	18
20階	6
21階	22
22階	18
23階	6
24階	22
25階	18
26階	6
27階	22
28階	18
29階	6
30階	22
31階	18
32階	6
33階	22
34階	18
35階	6
36階	22
37階	18
38階	6
39階	22
40階	18
41階	6
42階	22
43階	18
44階	6
45階	22
46階	18
47階	6
48階	22
49階	18
50階	6
51階	22
52階	18
53階	6
54階	22
55階	18
56階	6
57階	22
58階	18
59階	6
60階	22
61階	18
62階	6
63階	22
64階	18
65階	6
66階	22
67階	18
68階	6
69階	22
70階	18
71階	6
72階	22
73階	18
74階	6
75階	22
76階	18
77階	6
78階	22
79階	18
80階	6
81階	22
82階	18
83階	6
84階	22
85階	18
86階	6
87階	22
88階	18
89階	6
90階	22
91階	18
92階	6
93階	22
94階	18
95階	6
96階	22
97階	18
98階	6
99階	22
100階	18

「階数」とは、当該階の発生を管理する利用者の減少が一定以上生じている場合、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者」のサービス提供加算、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目







ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			利用者数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	高齢のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	部下編が設備基準を満たさない場合	夜間を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所費入加算	若年性認知症利用者入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 705 単位) 要介護2 ( 756 単位) 要介護3 ( 806 単位) 要介護4 ( 857 単位) 要介護5 ( 908 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準 基準 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +90単位 (7日につき 異なる事情が ある場合は14 日)を限度)	1日につき +120単位	月運営につき +184単位
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 ( 732 単位) 要介護2 ( 783 単位) 要介護3 ( 834 単位) 要介護4 ( 885 単位) 要介護5 ( 936 単位)										
		c 診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 ( 729 単位) 要介護2 ( 775 単位) 要介護3 ( 827 単位) 要介護4 ( 879 単位) 要介護5 ( 932 単位)										
		d 診療所短期入所療養介護費 (IV) <多床室>	要介護1 ( 913 単位) 要介護2 ( 864 単位) 要介護3 ( 916 単位) 要介護4 ( 965 単位) 要介護5 ( 1,016 単位)										
		e 診療所短期入所療養介護費 (V) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 901 単位) 要介護2 ( 954 単位) 要介護3 ( 1,006 単位) 要介護4 ( 1,059 単位) 要介護5 ( 1,112 単位)										
		f 診療所短期入所療養介護費 (VI) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 885 単位) 要介護2 ( 888 単位) 要介護3 ( 944 単位) 要介護4 ( 992 単位) 要介護5 ( 1,045 単位)										
		g 診療所短期入所療養介護費 (VII) <従来型個室>	要介護1 ( 624 単位) 要介護2 ( 670 単位) 要介護3 ( 716 単位) 要介護4 ( 762 単位) 要介護5 ( 807 単位)										
	(二) 診療所短期入所療養介護費	a 診療所短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	要介護1 ( 734 単位) 要介護2 ( 779 単位) 要介護3 ( 825 単位) 要介護4 ( 871 単位) 要介護5 ( 917 単位)										
		b 診療所短期入所療養介護費 (II) <多床室>	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)										
		(三) ユニットの診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)										
			要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)										
			要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)										
		(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)										
			要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)										
要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)													
(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)												
	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)												
	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)												
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 864 単位) 要介護2 ( 918 単位) 要介護3 ( 970 単位) 要介護4 ( 1,022 単位) 要介護5 ( 1,076 単位)												
	要介護1 ( 854 単位) 要介護2 ( 907 単位) 要介護3 ( 959 単位) 要介護4 ( 1,010 単位) 要介護5 ( 1,062 単位)												
	要介護1 ( 835 単位) 要介護2 ( 887 単位) 要介護3 ( 937 単位) 要介護4 ( 988 単位) 要介護5 ( 1,039 単位)												
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 684 単位)											
	(二) 4時間以上5時間未満	( 948 単位)											
	(三) 5時間以上6時間未満	( 1,316 単位)											
(4) 口腔機能強化加算	(1日につき 50単位を加算(1日に1回を限度))												
(5) 療養加算	(1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))												
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)	(1日につき 3単位を加算)											
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)	(1日につき 4単位を加算)											
(7) 特定診療費													
(8) 生産性向上推進体制加算	(一) 生産性向上推進体制加算 (I)	(1月につき 100単位を加算)											
	(二) 生産性向上推進体制加算 (II)	(1月につき 10単位を加算)											
(9) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)											
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)											
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)											
(10) 介護職員等処遇改善加算	(一) 介護職員等処遇改善加算 (I)	(1日につき +所定単位数×51/1000)											
	(二) 介護職員等処遇改善加算 (II)	(1日につき +所定単位数×47/1000)											
	(三) 介護職員等処遇改善加算 (III)	(1日につき +所定単位数×36/1000)											
	(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV)	(1日につき +所定単位数×29/1000)											
	a 介護職員等処遇改善加算 (V)(1)	(1日につき +所定単位数×46/1000)											
		b 介護職員等処遇改善加算 (V)(2)	(1日につき +所定単位数×44/1000)										
			(1日につき +所定単位数×42/1000)										
			(1日につき +所定単位数×40/1000)										
			(1日につき +所定単位数×39/1000)										
			(1日につき +所定単位数×35/1000)										
			(1日につき +所定単位数×25/1000)										
			c 介護職員等処遇改善加算 (V)(3)	(1日につき +所定単位数×31/1000)									
				(1日につき +所定単位数×24/1000)									
				(1日につき +所定単位数×26/1000)									
(1日につき +所定単位数×20/1000)													
d 介護職員等処遇改善加算 (V)(4)	(1日につき +所定単位数×15/1000)												

※ 「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給標準額の計外単位数を算定する。  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日より適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 「介護職員等処遇改善加算 (V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

区分		給付期間	介護医療院が提供するサービスの種類	介護医療院が提供するサービスの内容	介護医療院が提供するサービスの単価	介護医療院が提供するサービスの単位の数	介護医療院が提供するサービスの総額	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	介護医療院が提供するサービスの総額（消費税別）	
11	11-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
	2	1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
	12	12-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
2		1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
13		13-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
	2	1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
	14	14-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
2		1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
15		15-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
	2	1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
	16	16-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
2		1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								
17		17-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738							
					1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738							
	2	1.1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738								
				1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738								

  

18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
18	18-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						

  

19	19-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
19	19-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						
19	19-1	1	1.1	1.1.1.1.1	1,738	1	1,738	1,738						
19	19-1	1	1.1	1.1.1.1.2	1,738	1	1,738	1,738						

※ 療養費名目誤差発生率を超過する場合は、当該療養費を電算処理し記載を省略し、  
 ※ 介護医療院が提供するサービスが、  
 ※ 療養費名目誤差発生率を超過する場合は、当該療養費を電算処理し記載を省略し、  
 ※ 療養費名目誤差発生率を超過する場合は、当該療養費を電算処理し記載を省略し、



II 指定居宅介護支援給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務継続計画未 策定減算	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ以外 の同一建物の利用者 20人以上に居宅 介護支援を行う場合	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集 中 減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 ( 1,086単位 )	-1/100	-1/100	×95/100	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 ( 544単位 )								
			要介護3・4・5 ( 704単位 )								
			要介護1・2 ( 326単位 )								
			要介護3・4・5 ( 422単位 )								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	(一) 居宅介護支援費(ⅰ)	要介護1・2 ( 1,086単位 )								
			要介護3・4・5 ( 1,411単位 )								
		(二) 居宅介護支援費(ⅱ)	要介護1・2 ( 527単位 )								
			要介護3・4・5 ( 683単位 )								
			要介護1・2 ( 316単位 )								
			要介護3・4・5 ( 410単位 )								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ハ 特定事業所加算											
(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +519単位)											
(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +421単位)											
(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +323単位)											
(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +114単位)											
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)											
ホ 入院時情報連携加算											
(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +250単位)											
(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
ヘ 退院・退所加算											
(入院または入所期間中1回を限度に算定)											
(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)											
(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)											
(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)											
(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)											
(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)											
ト 退院時情報連携加算 (1月につき +50単位)											
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)											
リ ターミナルケアマネジメント加算 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合 (+400単位)											

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。  
 ※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。







注 特別措置			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)		
ハ 初期加算	(1) 初期加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算) (2) 初期加算(Ⅱ) (1日につき 30単位を加算)		
ニ 退所後医療連携加算	(1月につき1回を限度として70単位を加算)		注 医療費の基準を満たさない場合は、算定しない。
ホ 再入所待機支援加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)		注 医療費の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅰ)(※2)	在宅療養中の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅療養以外の場合 (1回につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を各課に届いた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合に算定
ヘ 入所前後訪問看護加算(Ⅱ)(※2)	在宅療養中の場合 (1回につき 450単位を加算) 在宅療養以外の場合 (1回につき 450単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を各課に届いた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行ったことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も継続的なケア計画を作成した場合に算定
ト 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算 (Ⅰ) 退所時情報提供加算(Ⅰ) (400単位) (Ⅱ) 退所時情報提供加算(Ⅱ) (500単位) (Ⅲ) 退所時情報提供加算(Ⅲ) (250単位) (Ⅳ) 退所時情報提供加算(Ⅳ) (600単位) (Ⅴ) 退所時情報提供加算(Ⅴ) (400単位) (2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を加算)		注 入所期間が1月を超える入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 在宅等に退所した場合に、入所者の主治医等に対して、当該入所者の診療情報、心身の状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 退所後医療機関に入院した場合に、当該医療機関に対して、入所者の心身の状況、生活状態等の情報を提供した場合 注 在宅介護支援事業者が入所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
チ 協力医療機関連携加算	(1) 施設・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している場合 協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算) (2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 5単位を加算)		注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定
リ 障害マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)		注 医療費の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヌ 視口移行加算(※2)	(1日につき 23単位を加算)		注 医療費の基準を満たさない場合は、算定しない。
ル 視口維持加算(※2)	(1) 視口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算) (2) 視口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)		注 医療費の基準を満たさない場合又は視口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 視口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
ロ 口腔衛生管理加算(※2)	(1) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算) (2) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		注 歯科医師の指示を受け治療士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合
ア 療養加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
カ 在宅復帰支援機能加算	(療養室を確保し1日に10単位を加算)		
キ カかりつけ医連携業務別調整加算(※2)	(1) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として140単位を加算) (2) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として70単位を加算) (3) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として240単位を加算) (4) かかりつけ医連携業務別調整加算(Ⅳ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を加算)		
ク 緊急時治療費	(1) 緊急時治療費 療養室を確保している場合 (1月につき3日を超えて518単位を算定) 療養室を確保していない場合 (1月につき3日を超えて518単位を算定) (2) 特設治療		
ケ 所定定食治療費(※2)	(1) 所定定食治療費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日に1回239単位を算定) (2) 所定定食治療費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日に1回460単位を算定)		
コ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ク 認知症チームケア推進加算	(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
ク 認知症行動・心理状態緊急対応加算	療養室を確保している場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算) 療養室を確保していない場合 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)		
ケ シンパース・シームレス・システム計画情報加算(※2)	(1) シンパース・シームレス・システム計画情報加算(Ⅰ) (1月につき 53単位を加算) (2) シンパース・シームレス・システム計画情報加算(Ⅱ) (1月につき 33単位を加算)		
ク 看護マネジメント加算(※2) (※(1)、(2)を算定する場合のみ算定)	(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 13単位を加算)		
ク 療養支援加算(※2)	(1) 療養支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 療養支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算) (3) 療養支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
ク 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 300単位を加算)		
ク 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算) (2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
ク 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
ク 新興感染症等対応療養費	(1月)1回、連続する5日を超えて 240単位を算定)		
ク 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)		
ク 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)		
ク サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)		
ク サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)		
ク サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション(実施加算、認知症短期集中リハビリテーション(実施加算)を適用しない。  
 ※ イ(4)及びロ(4)を適用する場合は、(※2)を適用しない。  
 ※ 療養費削減計画を決定済みの場合、感度向上の取り組みの進捗状況及び非常災害に関する具体的な体制の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

4 介護医療院サービス

基本部分		注1	注2	注3	注4	注5	注6	注7	注8	注9	注10	注11												
		活動をを行う職員が、介護実働率を低下させた場合	入居者の数が、入居者の定員を超過する場合は、注2を適用する	医師、薬剤師、看護師、介護職員、介護支援専門員の人数が注5を超過しない場合	看護部長が、看護部長の職務に専念している職員に、20/100を乗じた数に相当する職員を確保している場合	乗車のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットリーダーに相当する職員の確保が図られている場合	身体的障害防止対策の実施状況	安全管理体制未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務経緯計画未実施減算	栄養管理の基準を満たさない場合	療養管理の基準を満たさない場合	活動をを行う職員が、介護実働率を低下させた場合	若年性認知症入居者受入加算										
イ Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (721 単位)	×90/100																				
			要介護2 (832 単位)																					
			要介護3 (1,070 単位)																					
			要介護4 (1,112 単位)																					
			要介護5 (1,263 単位)																					
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <多床室>	要介護1 (833 単位)																						
		要介護2 (943 単位)																						
		要介護3 (1,182 単位)																						
		要介護4 (1,283 単位)																						
		要介護5 (1,315 単位)																						
	(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来の個室>	要介護1 (711 単位)																					
			要介護2 (820 単位)																					
要介護3 (1,055 単位)																								
要介護4 (1,155 単位)																								
要介護5 (1,245 単位)																								
(2) Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (821 単位)																							
	要介護2 (930 単位)																							
	要介護3 (1,165 単位)																							
	要介護4 (1,264 単位)																							
	要介護5 (1,355 単位)																							
ロ Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (694 単位)	×90/100																				
			要介護2 (804 単位)																					
			要介護3 (1,039 単位)																					
			要介護4 (1,138 単位)																					
			要介護5 (1,228 単位)																					
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <多床室>	要介護1 (805 単位)																						
		要介護2 (914 単位)																						
		要介護3 (1,148 単位)																						
		要介護4 (1,248 単位)																						
		要介護5 (1,338 単位)																						
	(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来の個室>	要介護1 (675 単位)																					
			要介護2 (771 単位)																					
要介護3 (981 単位)																								
要介護4 (1,069 単位)																								
要介護5 (1,149 単位)																								
(2) Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (786 単位)																							
	要介護2 (883 単位)																							
	要介護3 (1,092 単位)																							
	要介護4 (1,181 単位)																							
	要介護5 (1,261 単位)																							
ハ 特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) Ⅰ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅰ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (659 単位)	×70/100																				
			要介護2 (755 単位)																					
			要介護3 (963 単位)																					
			要介護4 (1,053 単位)																					
			要介護5 (1,133 単位)																					
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (770 単位)																					
			要介護2 (867 単位)																					
			要介護3 (1,075 単位)																					
			要介護4 (1,165 単位)																					
			要介護5 (1,245 単位)																					
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (648 単位)																						
		要介護2 (743 単位)																						
要介護3 (952 単位)																								
要介護4 (1,042 単位)																								
要介護5 (1,121 単位)																								
ニ ユニタ型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) ユニタ型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (759 単位)	×90/100																				
			要介護2 (855 単位)																					
			要介護3 (1,064 単位)																					
			要介護4 (1,154 単位)																					
			要介護5 (1,234 単位)																					
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費	(一) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (661 単位)																					
			要介護2 (763 単位)																					
			要介護3 (988 単位)																					
			要介護4 (1,081 単位)																					
			要介護5 (1,168 単位)																					
	(2) Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (859 単位)																						
		要介護2 (955 単位)																						
要介護3 (1,175 単位)																								
要介護4 (1,265 単位)																								
要介護5 (1,345 単位)																								
ホ ユニタ型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) ユニタ型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>	要介護1 (814 単位)	×97/100																				
			要介護2 (907 単位)																					
			要介護3 (1,127 単位)																					
			要介護4 (1,217 単位)																					
			要介護5 (1,297 単位)																					
	(2) 経過的ユニタ型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)	要介護1 (721 単位)																						
		要介護2 (814 単位)																						
		要介護3 (1,012 単位)																						
		要介護4 (1,096 単位)																						
		要介護5 (1,172 単位)																						
	ヘ ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	(1) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ) <従来の個室>											要介護1 (850 単位)	×90/100									
														要介護2 (960 単位)										
要介護3 (1,199 単位)																								
要介護4 (1,300 単位)																								
要介護5 (1,392 単位)																								
(2) 経過的ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅰ)		要介護1 (850 単位)																						
		要介護2 (960 単位)																						
		要介護3 (1,199 単位)																						
		要介護4 (1,300 単位)																						
		要介護5 (1,392 単位)																						
ホ ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)		(1) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来の個室>	要介護1 (840 単位)	×90/100																			
				要介護2 (948 単位)																				
	要介護3 (1,184 単位)																							
	要介護4 (1,283 単位)																							
	要介護5 (1,374 単位)																							
	(2) 経過的ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)	要介護1 (849 単位)																						
		要介護2 (951 単位)																						
		要介護3 (1,173 単位)																						
		要介護4 (1,267 単位)																						
		要介護5 (1,353 単位)																						
	ヘ ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)	(1) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)	(一) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ) <従来の個室>	要介護1 (798 単位)											×90/100									
				要介護2 (901 単位)																				
要介護3 (1,126 単位)																								
要介護4 (1,220 単位)																								
要介護5 (1,304 単位)																								
(2) 経過的ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅱ)		要介護1 (798 単位)																						
		要介護2 (901 単位)																						
		要介護3 (1,126 単位)																						
		要介護4 (1,220 単位)																						
		要介護5 (1,304 単位)																						
ヘ ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅲ)		(1) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅲ)	(一) ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅲ) <従来の個室>	要介護1 (808 単位)	×90/100																			
				要介護2 (904 単位)																				
	要介護3 (1,114 単位)																							
	要介護4 (1,205 単位)																							
	要介護5 (1,284 単位)																							
	(2) 経過的ユニタ型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(Ⅲ)	要介護1 (808 単位)																						
		要介護2 (904 単位)																						
		要介護3 (1,114 単位)																						
		要介護4 (1,205 単位)																						
		要介護5 (1,284 単位)																						

注 外泊時費用		入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠所サービス費		入所者に対して居宅における試行的遠所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき900単位を算定	
注 他科受診時費用		入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
ト 初期加算	(1日につき 30単位)		
チ 遠所待受費増額加算	(1月につき1日を限度として70単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
リ 再入所待受費増額加算(※2)	(入所者1人につき1日を限度として200単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ス 遠所待受費増額加算(※2)	(一) 遠所待受費増額加算	a 遠所前訪問指導加算 (入所者1回(又は2回)を限度として、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して遠所後の療養上の指導を行った場合
		b 遠所後訪問指導加算 (遠所後1回を限度として、460単位を算定)	注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		c 遠所時情報提供加算 (400単位)	注 遠所後の医療機関の医師に対して心身の状況、生活歴等を提供した場合
		d 遠所時情報提供加算 (500単位)	注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
		e 遠所時情報提供加算 (250単位)	注 遠所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等を提供した場合
(二) 訪問看護指導加算	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 居宅介護支援事業者と遠所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
ル 協力医療機関連携加算	(1) 相談・診療を行う体制を常設確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)	注 令和7年3月31日までの間は100単位を算定	
	(2) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 50単位を加算)		
ラ 栄養マネジメント強化加算	(1日につき 11単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
ロ 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は、算定しない。	
カ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)	注 栄養管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1月につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
コ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)		
ク 療養加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
ケ 在宅復帰支援機能加算(※2)	(1日につき 10単位を加算)		
コ 特別診療費(※2)			
ク 緊急時施設診療費	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)		
	イ 特定治療		
ネ 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
ナ 認知症チームケア推進加算	(一) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)		
	(二) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)		
フ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入所者7日以内に1日につき200単位を加算)		
ム 重症認知症疾患療養体制加算	(一) 重症認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算)		
	(二) 重症認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)		
ウ 排せつ支援加算(※2)	(1) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき 15単位を加算)		
	(3) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき 20単位を加算)		
キ 自立支援促進加算(※2)	(1月につき 280単位を加算)		
ノ 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を加算)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 60単位を加算)		
ト 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1日を限度として20単位を算定)		
ク 高齢者施設等感染対策向上加算	(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)		
	(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)		
チ 新興感染症等施設療養費	(1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)		
マ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)		
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)		
ケ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		

<b>二 介護職員等処遇改善加算</b> (一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を算定) (二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 477単位を算定) (三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 387単位を算定) (四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 397単位を算定) (五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 467単位を算定) (六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 447単位を算定) (七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 457単位を算定) (八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 387単位を算定) (九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 387単位を算定) (十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 317単位を算定) (十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき 317単位を算定) (十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 397単位を算定) (十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき 247単位を算定) (十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 267単位を算定) (十五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき 207単位を算定) (十六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき 157単位を算定)	注 算定単位数は、1からケまでにより算定した単位数の合計  ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。 ※ 業務継続計画未定算減算については、感染症の予防及びまん延の防止の妨げの恐れがある場合は、令和7年3月31日まで適用しない。 ※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで適用しない。
--	---

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ (削除)
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 高齢者虐待防止 措置未実施減算	注 業務経統計画未 策定減算	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 856単位)	-1/100	-1/100	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)								
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)							
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)							
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)							
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位数×100/1000)	注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位数×94/1000)							
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位数×79/1000)							
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+所定単位数×63/1000)							
	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき、+所定単位数×89/1000)							
	(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき、+所定単位数×84/1000)							
	(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき、+所定単位数×83/1000)							
	(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき、+所定単位数×78/1000)							
	(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき、+所定単位数×73/1000)							
	(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき、+所定単位数×67/1000)							
	(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき、+所定単位数×65/1000)							
	(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき、+所定単位数×68/1000)							
	(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき、+所定単位数×59/1000)							
	(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき、+所定単位数×54/1000)							
	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき、+所定単位数×52/1000)							
	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき、+所定単位数×48/1000)							
	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき、+所定単位数×44/1000)							
	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき、+所定単位数×33/1000)							

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
※ 業務経統計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。  
※ 「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。

【脚注】  
1. 単位数算定記号の説明  
+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
+〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100  
-〇〇/100 ⇒ 所定単位数 - 所定単位数×〇〇/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護サービス提供料	(1) 20分未満 課1 課以上、20分以上の介護職員1名が常駐する 訪問看護サービス提供料 (2) 30分未満 (3) 30分以上1時間未満 (4) 1時間以上1時間30分未満 (5) 1時間30分以上2時間未満 (6) 2時間以上	×90/100			30分未満の場合 +25/100 30分以上の場合 +50/100	30分未満の場合 +20/100 30分以上の場合 +37/100	1時間未満の場合 +15/100 1時間以上の場合 +10/100	1時間未満の場合 +10/100 1時間以上の場合 +5/100	1月につき +300単位	1月につき +374単位	1月につき (1) 1時間未満 +100単位 (2) 1時間以上 +150単位 (3) 1時間30分未満 +200単位 (4) 1時間30分以上 +250単位	1月につき (1) 1時間未満 +100単位 (2) 1時間以上 +150単位 (3) 1時間30分未満 +200単位 (4) 1時間30分以上 +250単位					
ロ 訪問又は療養所の提供料	(1) 20分未満 課1 課以上、20分以上の介護職員1名が常駐する 訪問看護サービス提供料 (2) 30分未満 (3) 30分以上1時間未満 (4) 1時間以上1時間30分未満	×90/100			30分未満の場合 +25/100 30分以上の場合 +50/100	30分未満の場合 +20/100 30分以上の場合 +37/100	1時間未満の場合 +15/100 1時間以上の場合 +10/100	1時間未満の場合 +10/100 1時間以上の場合 +5/100	1月につき +300単位	1月につき +315単位	1月につき (1) 1時間未満 +100単位 (2) 1時間以上 +150単位 (3) 1時間30分未満 +200単位 (4) 1時間30分以上 +250単位	1月につき (1) 1時間未満 +100単位 (2) 1時間以上 +150単位 (3) 1時間30分未満 +200単位 (4) 1時間30分以上 +250単位					
ハ 経路加算	1月につき +300単位																
ニ 訪問時間延長加算	1月につき +300単位																
ホ 看護体制強化加算	1月につき +100単位																
ヘ サービス提供体制強化加算	1月につき +30単位																

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーションサービス提供料	1月につき +300単位	×90/100			15/100	10/100	5/100	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位	1月につき +200単位
ロ サービス提供体制強化加算	1月につき +30単位															



4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注				
			特別支援措置に要する介護職員等単位数加算	注				
			特定居宅療養管理指導費に要する介護職員等単位数加算	注				
				特定居宅療養管理指導費に要する介護職員等単位数加算				
イ 居宅療養管理指導費 【医師が行う場合（医師が要員）】	(1) 介護予防要員の要員管理指導費(ⅰ) 【(2)(1)(2)】	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(イ)】						
		【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(1)(ロ)】						
		【ハ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(ニ)】						
	(2) 介護予防要員の要員管理指導費(ⅱ) 【(2)(3)(1)(2)】	【イ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(3)(1)(イ)】						
		【ロ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(3)(1)(ロ)】						
		【ハ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(3)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が2人以上おこなっている場合 【(2)(3)(1)(ニ)】						
	(3) 1及び2以外の場合 【(2)(3)(3)】			+15/100	+10/100	+5/100		
	ロ 薬剤師が行う場合 【医師が要員】	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(3)(イ)】						
【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(3)(ロ)】								
【ハ】 1及び2以外の場合 【(2)(3)(ハ)】								
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 特設訪問診療所の薬剤師が行う場合 【医師が要員】	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(イ)】	注 特別な薬剤師の要員が行われている場合、他の薬剤師が特別に要員として要員に加算する必要がある場合、薬剤師の要員に要する単位数は「1.100単位」である。	注 特別な薬剤師の要員が行われている場合、他の薬剤師が特別に要員に加算する必要がある場合、薬剤師の要員に要する単位数は「1.100単位」である。	注 特別な薬剤師の要員が行われている場合、他の薬剤師が特別に要員に加算する必要がある場合、薬剤師の要員に要する単位数は「1.100単位」である。			
		【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(1)(ロ)】						
		【ハ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(ニ)】						
	(2) 薬局に薬剤師が要員として行う場合 【医師が要員】	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(イ)】						
		【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(1)(ロ)】						
		【ハ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(ニ)】						
(3) 特別支援措置に要する介護職員等単位数加算 【(2)(3)(3)】								
ニ 管理栄養士が行う場合 【医師が要員】	(1) 特別支援措置の管理栄養士が行う場合	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(イ)】						
		【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(1)(ロ)】						
		【ハ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(ニ)】						
	(2) 特別支援措置の管理栄養士が行う場合	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(イ)】						
		【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(1)(ロ)】						
		【ハ】 (一)及び(二)以外の場合 【(2)(1)(ハ)】						
		【ニ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(1)(ニ)】						
(3) 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(3)(3)】			+15/100	+10/100	+5/100			
ホ 歯科衛生士が行う場合 【医師が要員】	【イ】 第一種特任住居士が1人おこなっている場合 【(2)(3)(イ)】							
	【ロ】 第一種特任住居士2人以上おこなっている場合 【(2)(3)(ロ)】							
	【ハ】 1及び2以外の場合 【(2)(3)(ハ)】							

注 ⅰ(2)(一)～(二)にあっては、6人未満の場合は、特別支援措置に要する介護職員等単位数は、特別支援措置に要する介護職員等単位数に、介護職員等単位数を1.100単位として加算する。ⅱ(2)(3)(3)は、特別支援措置に要する介護職員等単位数に、介護職員等単位数を1.100単位として加算する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注									
			高齢者虐待防止措置未実施減算	要支援者未実施減算	利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合(居住を定めない場合)							
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1									-120単位							
		要支援2	(2,268単位)								-240単位							
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,268単位)	-1/100	-1/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき +562単位	1月につき +240単位		-376単位	-120単位						
		要支援2	(4,228単位)							-752単位	-240単位							
	介護医療院の場合	要支援1	(2,268単位)														-376単位	-120単位
		要支援2	(4,228単位)														-752単位	-240単位
ロ 退院時共同指導加算 (1回につき 600単位)																		
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)																		
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)																		
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																	
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))																	
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)																	
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)																	
ト 一体的サービス提供加算 (1月につき 480単位を加算)																		
左 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)																		
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算) 要支援2 (1月につき 176単位を加算)																
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)																
ヌ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×86/1000)																
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×83/1000)																
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×66/1000)																
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×53/1000)																
	(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき 十所定単位×76/1000)															
		(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき 十所定単位×73/1000)															
		(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき 十所定単位×73/1000)															
		(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき 十所定単位×70/1000)															
		(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき 十所定単位×63/1000)															
		(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき 十所定単位×60/1000)															
		(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき 十所定単位×58/1000)															
		(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき 十所定単位×56/1000)															
		(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき 十所定単位×55/1000)															
		(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき 十所定単位×48/1000)															
		(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき 十所定単位×43/1000)															
		(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)	(1月につき 十所定単位×45/1000)															
		(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)	(1月につき 十所定単位×38/1000)															
		(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)	(1月につき 十所定単位×28/1000)															

注：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			連続31日以上の介護予防短期入所生活介護を行う場合	要支援1 (479 単位)	442単位															
			要支援2 (596 単位)	548単位																
			要支援1 (479 単位)	442単位																
			要支援2 (596 単位)	548単位																
			要支援1 (451 単位)	442単位																
			要支援2 (561 単位)	548単位																
			要支援1 (451 単位)	442単位																
			要支援2 (561 単位)	548単位																
			要支援1 (561 単位)	503単位																
			要支援2 (681 単位)	623単位																
			要支援1 (561 単位)	503単位																
			要支援2 (681 単位)	623単位																
			要支援1 (529 単位)	503単位																
			要支援2 (656 単位)	623単位																
			要支援1 (529 単位)	503単位																
			要支援2 (656 単位)	623単位																

ハ	口遊連強化加算	(1回につき +50単位(1月に1回を限度))
ニ	療養加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
ホ	認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
ヘ	生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)
サ	サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

イ	介護予防短期入所生活介護費	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の型) 要支援1 (479 単位) 442単位 要支援2 (596 単位) 548単位 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の型) 要支援1 (451 単位) 442単位 要支援2 (561 単位) 548単位 (3) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) (ユニット型併設) 要支援1 (451 単位) 442単位 要支援2 (561 単位) 548単位
ロ	ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の型) 要支援1 (561 単位) 503単位 要支援2 (681 単位) 623単位 (2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) (従来の型) 要支援1 (529 単位) 503単位 要支援2 (656 単位) 623単位 (3) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) (従来の型) 要支援1 (529 単位) 503単位 要支援2 (656 単位) 623単位

※ 身体拘束禁止未実施高率については令和7年4月1日から適用  
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
※ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで適用可。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注				
				夜勤を行う職員 の数を当該 療養所定員 を超過しない 場合	利用者の数及び 人員等の数に 対して入所予 算を定める場合	医師、看護職 員、介護職員 等学識士、年 齢若く又は 言語聴覚士の 資格を有しない 場合	乗動のユニット リーダーユニット 制に配置してい ない場合に アにおける単位 が算入されない 場合	身体拘束禁止 実施加算	高齢者虐待防 止対策実施 加算	業務継続計画 実施加算	活動量測定計 画実施加算	個別ケア計画 実施加算	個別ケア計画 実施加算	認知症対応心 理状態等対応 加算	認知症対応心 理状態等対応 加算	在宅復帰・在 宅療養支援 加算(Ⅰ)	在宅復帰・在 宅療養支援 加算(Ⅱ)	利用者に對 しては行われ ない	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	療養費1 ( 579 単位) 療養費2 ( 726 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +194単位
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅強化型>	療養費1 ( 632 単位) 療養費2 ( 778 単位)																
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	療養費1 ( 613 単位) 療養費2 ( 774 単位)																
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	療養費1 ( 672 単位) 療養費2 ( 834 単位)																
		a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	療養費1 ( 583 単位) 療養費2 ( 730 単位)																
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養費1 ( 622 単位) 療養費2 ( 785 単位)																
		a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	療養費1 ( 583 単位) 療養費2 ( 730 単位)																
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【療養型】	療養費1 ( 622 単位) 療養費2 ( 785 単位)																
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	療養費1 ( 566 単位) 療養費2 ( 711 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +194単位
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>【基本型】	療養費1 ( 601 単位) 療養費2 ( 758 単位)																
		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【基本型】	療養費1 ( 624 単位) 療養費2 ( 789 単位)																
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【在宅強化型】	療養費1 ( 680 単位) 療養費2 ( 846 単位)																
		a 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	療養費1 ( 624 単位) 療養費2 ( 789 単位)																
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	療養費1 ( 680 単位) 療養費2 ( 846 単位)																
		a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																
		b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																
(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型個室・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【基本型】	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +194単位	
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【在宅強化型】	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【基本型】	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【基本型】	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【在宅強化型】	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																	
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																	
(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	-1/100	-1/100	-1/100	1日につき +24単位	1日につき +240単位	1日につき +200単位 (7日間の 限度)	1日につき +120単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +51単位	1日につき +194単位	
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	療養費1 ( 611 単位) 療養費2 ( 770 単位)																	
	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																	
	b 経過的ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	療養費1 ( 653 単位) 療養費2 ( 817 単位)																	

注 特別療養費  
注 療養体制維持特別加算  
(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)  
(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)  
(3) 総合安全管理加算 (利用中に10日を限度に、1日につき275単位を加算)  
(4) 口腔連携強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))  
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))  
(6) 認知症専門ケア加算  
(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)  
(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)  
(7) 緊急時治療費  
(一) 緊急時治療管理 (療養型を継続する場合) (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)  
(二) 緊急時治療 (療養型を転入する場合) (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)  
(三) 特定治療  
(8) 生産性向上推進体制加算  
(一) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)  
(二) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)  
(9) サービス提供体制強化加算  
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)  
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)  
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ 身体拘束禁止未実施加算については令和/令和11月1日から適用  
※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)については、令和7年3月31日まで適用可

□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分	療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費		施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用されない場合	施設等を利用する場合 に於ける介護費の算定 に適用される場合	
	介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)																		
(1) 施設等を利用する場合 に於ける介護費 (1日につき)	<p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;従来の個室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 547 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 686 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 547 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 686 単位)</p>																		
(2) 施設等を利用する場合 に於ける介護費 (1日につき)	<p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;看護特設強化形態A&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 576 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 716 単位)</p> <p>c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;従来の個室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 566 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 706 単位)</p> <p>d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;多床室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 606 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 747 単位)</p> <p>e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;看護特設強化形態A&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 639 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 801 単位)</p> <p>f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;多床室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 627 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 789 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 576 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 716 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 566 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 706 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 606 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 747 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 639 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 801 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 627 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 789 単位)</p>																		
(3) ユニタ型療養病床 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	<p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;従来の個室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 597 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 697 単位)</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;看護特設強化形態A&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 616 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 727 単位)</p> <p>c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 &lt;多床室&gt;</p> <p>ケアプラン1 ( 599 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 745 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 597 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 697 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 616 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 727 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 599 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 745 単位)</p>																		
(4) ユニタ型療養病床 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	<p>a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>ケアプラン1 ( 557 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 695 単位)</p> <p>b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)</p> <p>ケアプラン1 ( 616 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 777 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 557 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 695 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 616 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 777 単位)</p>																		
(5) ユニタ型療養病床 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	<p>a ユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>b ユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)</p> <p>ケアプラン1 ( 662 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 825 単位)</p> <p>c ユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)</p> <p>ケアプラン1 ( 652 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 815 単位)</p> <p>d 経過のユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>e 経過のユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)</p> <p>ケアプラン1 ( 662 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 825 単位)</p> <p>f 経過のユニタ型療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)</p> <p>ケアプラン1 ( 652 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 815 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 662 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 825 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 652 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 815 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 662 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 825 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 652 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 815 単位)</p>																		
(6) ユニタ型療養病床 経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	<p>a ユニタ型療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>b 経過のユニタ型療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p>	<p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p> <p>ケアプラン1 ( 632 単位)</p> <p>ケアプラン2 ( 796 単位)</p>																		

※ 療養病床を利用する場合に、施設等利用療養介護費を適用しない。  
 ※ 施設等利用療養介護費を適用する場合は、夜間勤務等管理費を適用しない。  
 ※ 身体障害者止養施設(第1種)については令和7年7月1日から適用する。  
 ※ 施設等利用療養介護費(第1種)については、療養病床を有する病院の施設等に関する計画の決定を行っている場合は、令和7年3月31日までの期間適用しない。  
 ※ 療養病床を利用する場合に、施設等利用療養介護費を適用しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注 利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	注 身体拘束禁止未実施減算	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 食堂を有しない場合	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1>介護<6:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 ( 530 単位) 要支援2 ( 666 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	診療所設備基準減算 1日につき -60単位	1日につき -25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位	
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 559 単位) 要支援2 ( 693 単位)										
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 549 単位) 要支援2 ( 684 単位)										
		d 診療所介護予防短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要支援1 ( 589 単位) 要支援2 ( 747 単位)										
		e 診療所介護予防短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 623 単位) 要支援2 ( 780 単位)										
		f 診療所介護予防短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 612 単位) 要支援2 ( 769 単位)										
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) 看護・介護<3:1>	a 診療所介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要支援1 ( 471 単位) 要支援2 ( 588 単位)										
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要支援1 ( 537 単位) 要支援2 ( 678 単位)										
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>											要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)
		(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>											要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)
		(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>											要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)
		(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>											要支援1 ( 616 単位) 要支援2 ( 775 単位)
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 643 単位) 要支援2 ( 804 単位)											
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>		要支援1 ( 634 単位) 要支援2 ( 793 単位)											
(3) 口腔嚥下強化加算 (1回につき +50単位(1月に1回を限度))													
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
(5) 認知症専門ケア加算			(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算) (二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)										
(6) 特定診療費													
(7) 生産性向上推進体制加算			(一) 生産性向上推進体制加算(I) (1月につき 100単位を加算) (二) 生産性向上推進体制加算(II) (1月につき 10単位を加算)										
(8) サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)										
(9) 介護職員等処遇改善加算			<p>注 所定単位数は、(1)から(9)までにより算出した単位数の合計</p> <p>(一) 介護職員等処遇改善加算 (I) (1日につき 所定単位数×51/1000)</p> <p>(二) 介護職員等処遇改善加算 (II) (1日につき 所定単位数×47/1000)</p> <p>(三) 介護職員等処遇改善加算 (III) (1日につき 所定単位数×36/1000)</p> <p>(四) 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1日につき 所定単位数×28/1000)</p> <p>(五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1日につき 所定単位数×46/1000)</p> <p>(六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1日につき 所定単位数×44/1000)</p> <p>(七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1日につき 所定単位数×42/1000)</p> <p>(八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1日につき 所定単位数×40/1000)</p> <p>(九) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1日につき 所定単位数×39/1000)</p> <p>(十) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1日につき 所定単位数×35/1000)</p> <p>(十一) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1日につき 所定単位数×35/1000)</p> <p>(十二) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1日につき 所定単位数×31/1000)</p> <p>(十三) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1日につき 所定単位数×31/1000)</p> <p>(十四) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1日につき 所定単位数×30/1000)</p> <p>(十五) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1日につき 所定単位数×24/1000)</p> <p>(十六) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1日につき 所定単位数×26/1000)</p> <p>(十七) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1日につき 所定単位数×20/1000)</p> <p>(十八) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1日につき 所定単位数×15/1000)</p>										
【特定診療費】、【サービス提供体制強化加算】及び【介護職員等処遇改善加算】は、支給限度額管理の対象外の算定項目													

※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、令和7年3月31日までの間適用し、令和7年3月31日までの間適用可能。



8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	介護職員が専任に携わらない場合	介護職員の員数が専任に携わらない場合	身体障害者止室 算定減算	高齢者虐待防止 措置未実施減算	業務継続計画未 実施減算	生活機能向上 連携加算(1)	生活機能向上 連携加算(2)	個別機能訓練 加算(1)	個別機能訓練 加算(2)	長年住居老人 入居者受入加算	協働連携関係強化加算	口腔・栄養スクリーニング加算	科学的介護 連携加算	障害者等実加算	委託先である指定介護予防サービス事業者1以上の介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 183 単位)	×70/100	-10/100				1月につき +100単位 (3月に限る(要 求))	1月につき +200単位 (3月に限る(要 求))	1日につき +12単位	1月につき +20単位	1日につき +100単位		1日につき +20単位 (6月に限る(要 求))	1月につき +40単位		
実支2 ( 313 単位)															
ロ 内部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 57 単位)	×70/100	-1/100	-1/100	-3/100							1月につき +100単位	1月につき +40単位			指定訪問介護 1日につき1回以上の訪問介護が必要とされた者 1,032単位 1回につき10分以上の訪問介護が必要とされた者 2,066単位 1回につき30分以上の訪問介護が必要とされた者 (要介護2である者(限6.) 3,277単位 指定訪問介護 要支援1 1,511単位 要支援2 1,035単位

ハ 通所介護費加算 (を算定する場合のみ算定) (250単位)

一 認知症専門ケア加算 (を算定する場合のみ算定)  
 (1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算)  
 (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)

ホ 高齢者施設等感染対策向上加算  
 (1)高齢者施設等感染対策向上加算(1) (1月につき 10単位を加算)  
 (2)高齢者施設等感染対策向上加算(2) (1月につき 5単位を加算)

ヘ 新興感染症等施設整備費  
 (1月につき、選択する日数を除いて、240単位(要 求))

ト 生活機能向上推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)  
 (1)生活機能向上推進体制加算(1) (1月につき 100単位を加算)  
 (2)生活機能向上推進体制加算(2) (1月につき 10単位を加算)

チ サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 22単位を加算)  
 (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算)  
 (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)

1. 介護職員等特別非常勤職員加算(1)	(1日につき 120単位を加算)
2. 介護職員等特別非常勤職員加算(2)	(1日につき 120単位を加算)
3. 介護職員等特別非常勤職員加算(3)	(1日につき 120単位を加算)
4. 介護職員等特別非常勤職員加算(4)	(1日につき 120単位を加算)
5. 介護職員等特別非常勤職員加算(5)	(1日につき 120単位を加算)
6. 介護職員等特別非常勤職員加算(6)	(1日につき 120単位を加算)
7. 介護職員等特別非常勤職員加算(7)	(1日につき 120単位を加算)
8. 介護職員等特別非常勤職員加算(8)	(1日につき 120単位を加算)
9. 介護職員等特別非常勤職員加算(9)	(1日につき 120単位を加算)
10. 介護職員等特別非常勤職員加算(10)	(1日につき 120単位を加算)
11. 介護職員等特別非常勤職員加算(11)	(1日につき 120単位を加算)
12. 介護職員等特別非常勤職員加算(12)	(1日につき 120単位を加算)
13. 介護職員等特別非常勤職員加算(13)	(1日につき 120単位を加算)
14. 介護職員等特別非常勤職員加算(14)	(1日につき 120単位を加算)
15. 介護職員等特別非常勤職員加算(15)	(1日につき 120単位を加算)
16. 介護職員等特別非常勤職員加算(16)	(1日につき 120単位を加算)
17. 介護職員等特別非常勤職員加算(17)	(1日につき 120単位を加算)
18. 介護職員等特別非常勤職員加算(18)	(1日につき 120単位を加算)
19. 介護職員等特別非常勤職員加算(19)	(1日につき 120単位を加算)
20. 介護職員等特別非常勤職員加算(20)	(1日につき 120単位を加算)
21. 介護職員等特別非常勤職員加算(21)	(1日につき 120単位を加算)
22. 介護職員等特別非常勤職員加算(22)	(1日につき 120単位を加算)
23. 介護職員等特別非常勤職員加算(23)	(1日につき 120単位を加算)
24. 介護職員等特別非常勤職員加算(24)	(1日につき 120単位を加算)
25. 介護職員等特別非常勤職員加算(25)	(1日につき 120単位を加算)
26. 介護職員等特別非常勤職員加算(26)	(1日につき 120単位を加算)
27. 介護職員等特別非常勤職員加算(27)	(1日につき 120単位を加算)
28. 介護職員等特別非常勤職員加算(28)	(1日につき 120単位を加算)
29. 介護職員等特別非常勤職員加算(29)	(1日につき 120単位を加算)
30. 介護職員等特別非常勤職員加算(30)	(1日につき 120単位を加算)
31. 介護職員等特別非常勤職員加算(31)	(1日につき 120単位を加算)
32. 介護職員等特別非常勤職員加算(32)	(1日につき 120単位を加算)
33. 介護職員等特別非常勤職員加算(33)	(1日につき 120単位を加算)
34. 介護職員等特別非常勤職員加算(34)	(1日につき 120単位を加算)
35. 介護職員等特別非常勤職員加算(35)	(1日につき 120単位を加算)
36. 介護職員等特別非常勤職員加算(36)	(1日につき 120単位を加算)
37. 介護職員等特別非常勤職員加算(37)	(1日につき 120単位を加算)
38. 介護職員等特別非常勤職員加算(38)	(1日につき 120単位を加算)
39. 介護職員等特別非常勤職員加算(39)	(1日につき 120単位を加算)
40. 介護職員等特別非常勤職員加算(40)	(1日につき 120単位を加算)
41. 介護職員等特別非常勤職員加算(41)	(1日につき 120単位を加算)
42. 介護職員等特別非常勤職員加算(42)	(1日につき 120単位を加算)
43. 介護職員等特別非常勤職員加算(43)	(1日につき 120単位を加算)
44. 介護職員等特別非常勤職員加算(44)	(1日につき 120単位を加算)
45. 介護職員等特別非常勤職員加算(45)	(1日につき 120単位を加算)
46. 介護職員等特別非常勤職員加算(46)	(1日につき 120単位を加算)
47. 介護職員等特別非常勤職員加算(47)	(1日につき 120単位を加算)
48. 介護職員等特別非常勤職員加算(48)	(1日につき 120単位を加算)
49. 介護職員等特別非常勤職員加算(49)	(1日につき 120単位を加算)
50. 介護職員等特別非常勤職員加算(50)	(1日につき 120単位を加算)

※ 障害者 要支援1 5,022単位  
 要支援2 10,511単位  
 ※ 身体障害者止室未実施減算については、石を算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未算定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	高齢者虐待防止 措置未実施減算	業務継続計画未 実施減算	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算	中山間地域等における小規模 事業者加算	中山間地域等に居住するサービス 利用加算
車いす 車いす付属品 特殊車いす 特殊車いす付属品 介介護予防福祉用具ら費 (指定介護予防福祉用具貸与に した費用の額と当該事業者の所在地に 該当する1単位の高齢者で利用可能な 数) 歩行器 歩行補助杖 認知症老人徘徊防止手帳 移動用椅子 移動用車椅子	-1/100	-1/100	交通費に相当する額を事業者の所在 地と居住者の所在地の間を往復して 運搬する加算 (往復の両方向に貸与費の 100/100を算定)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業者の所在地と居住者の 間の算定でして居住者単位を加算 (居住者の同一に貸与費の 2/3を算定)	交通費に相当する額の1/3に相当す る額を事業者の所在地と居住者の 間の算定でして居住者単位を加算 (居住者の同一に貸与費の 1/3を算定)

※ 「特別地域介護予防福祉用具貸与費」は、中山間地域等における小規模事業者加算及び中山間地域等に居住するサービス利用加算は、支給限度額管理の対象となる算定項目  
 ※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊車いす、特殊車いす付属品、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊防止手帳、移動用椅子、移動用車椅子は算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)  
 ※ 高齢者虐待防止措置未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未算定減算については令和7年4月1日から適用する。



Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)				+15/100	+10/100	+5/100
ハ 委託連携加算 (イ(1)を算定する場合のみ算定) (+300単位)						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和6年6月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		高齢者虐待防止措置費	業務継続計画策定費	差額課税にサービス提供が行われる場合	送迎サービス利用時の調整(1日につき)	事業所同一建物内でのサービスを行う場合	特別地域特定巡回・随時対応型訪問介護費	中山間地域等へ派遣するサービスの加算	中山間地域等へ派遣するサービスの加算	緊急時訪問看護加算(1)	緊急時訪問看護加算(2)	特別管理加算	特別管理加算		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(1) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,446 単位)													
		要介護2 (9,720 単位)													
		要介護3 (16,140 単位)													
		要介護4 (20,417 単位)													
		要介護5 (24,692 単位)													
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (7,846 単位)			×98/100	事業所同一建物内でのサービスを行う場合 1月につき -62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位									
		要介護2 (12,413 単位)				事業所同一建物内でのサービスを行う場合 1月につき -91単位 -141単位 -216単位									
		要介護3 (18,948 単位)				事業所同一建物内でのサービスを行う場合 1月につき -141単位 -216単位									
		要介護4 (23,358 単位)				事業所同一建物内でのサービスを行う場合 1月につき -266単位 -322単位									
		要介護5 (28,298 単位)				事業所同一建物内でのサービスを行う場合 1月につき -322単位 -900単位									
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(2) (1月につき)	要介護1 (5,446 単位)	-1/100													
	要介護2 (9,720 単位)	-1/100													
	要介護3 (16,140 単位)														
	要介護4 (20,417 単位)														
	要介護5 (24,692 単位)														
ハ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(2) (1月につき)	基本夜間訪問サービス費 (1月につき 989単位)														
	定期巡回サービス費 (1月につき 372単位)														
	随時訪問サービス費(1) (1月につき 567単位)														
	随時訪問サービス費(2) (1月につき 764単位)														
ニ 初期加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1日につき +30単位)															
ホ 施設共同指導加算 一 施設定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能(イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +600単位)															
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1) 総合マネジメント体制強化加算(1) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(2) (1月につき 800単位を加算)															
ト 生活機能向上連携加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1) 生活機能向上連携加算(1) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(2) (1月につき +200単位)															
チ 認知症専門ケア加算 (1) イ又はロを算定しない場合 (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位) (2) ハを算定する場合(基本夜間訪問サービス費を除く) (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位) (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)															
リ 口腔連携強化加算 (イ又はロを算定する場合のみ算定) (1回につき +50単位(1月に1回を限度))															
ヌ サービス提供体制強化加算 (1) (2)以外の場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +22単位) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)															
ヒ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +245/1,000)															
ヒロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +224/1,000)															
ヒロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +189/1,000)															
ヒロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +145/1,000)															
ヒロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +91/1,000)															
ヒロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +79/1,000)															
ヒロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +29/1,000)															
ヒロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +187/1,000)															
ヒロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +141/1,000)															
ヒロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +184/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +163/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +163/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +158/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき +142/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき +139/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅿ) (1月につき +121/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +118/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +100/1,000)															
ヒロロロロロロロロロロロロロロロロロロ 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +76/1,000)															
注															

【補注】  
○ 100% 認定  
● 80% 認定  
△ 70% 認定  
□ 60% 認定  
◇ 50% 認定  
▽ 40% 認定  
◇ 30% 認定  
▽ 20% 認定  
▽ 10% 認定  
○ 0% 認定  
◎ 認定率不明

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)								
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)								
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)				事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100					
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +120単位)					
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)							(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)							
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +42単位)					
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)							(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)							(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)							
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)							
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)							
ホ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×245/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計							
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×224/1000)								
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×182/1000)								
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +所定単位×145/1000)								
	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)								
	(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)								
	(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1月につき +所定単位×200/1000)								
	(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1月につき +所定単位×187/1000)								
	(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)								
	(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)								
	(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1月につき +所定単位×158/1000)								
	(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1月につき +所定単位×142/1000)								
	(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)								
(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1月につき +所定単位×121/1000)									
(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1月につき +所定単位×118/1000)									
(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1月につき +所定単位×100/1000)									
(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1月につき +所定単位×76/1000)									

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。





4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			身体拘束禁止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務総計額未算定減算	登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域における小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域におけるサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100		+5/100
		要介護2 ( 15,370 単位)									
		要介護3 ( 22,359 単位)									
		要介護4 ( 24,677 単位)									
		要介護5 ( 27,209 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 8,423 単位)									
		要介護2 ( 13,849 単位)									
		要介護3 ( 20,144 単位)									
		要介護4 ( 22,233 単位)									
		要介護5 ( 24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 572 単位)										
	要介護2 ( 640 単位)										
	要介護3 ( 709 単位)										
	要介護4 ( 777 単位)										
	要介護5 ( 843 単位)										

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 920単位を加算)
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 890単位を加算)
	(3) 認知症加算(Ⅲ)	(1月につき 760単位を加算)
	(4) 認知症加算(Ⅳ)	(1月につき 460単位を加算)

ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定) (1日につき 200単位を加算(7日間の重複))

ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)

チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 64単位を加算)

リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 1,200単位を加算)
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算)

ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)

ロ 認知・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回の重複))

リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

ハ 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)

ヨ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)

ホ 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき、施設定員×149/1000)	認定率等は、あらかじめお示しした算定率の割合
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき、施設定員×146/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき、施設定員×134/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき、施設定員×106/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	
	介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1月につき、施設定員×102/1000)	

「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等におけるサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入  
 ※ 身体拘束禁止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務総計額未算定減算については、感染症の予防及び安心居宅の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の算定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和7年3月31日まで算定可能。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注			
			稼働を行う職員の数から標準を減たさない場合	利用者の数が増える場合	介護従事者の人数が基準に満たない場合	身体拘束薬の使用実態調査	稼働率確保計画の実行実態調査	業務継続計画の実行実態調査	3ユニットで稼働を行う職員の数を超えない場合	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動心理症状が緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 765 単位) 要介護2 ( 801 単位) 要介護3 ( 824 単位) 要介護4 ( 841 単位) 要介護5 ( 859 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100			1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位		1日につき +120単位
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 753 単位) 要介護2 ( 788 単位) 要介護3 ( 812 単位) 要介護4 ( 829 単位) 要介護5 ( 845 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 793 単位) 要介護2 ( 829 単位) 要介護3 ( 845 単位) 要介護4 ( 870 単位) 要介護5 ( 897 単位)				-1/100			1日につき -50単位		1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日限を 限度)	
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 781 単位) 要介護2 ( 817 単位) 要介護3 ( 841 単位) 要介護4 ( 858 単位) 要介護5 ( 874 単位)											
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定										
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日より前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日より前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日より前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 相談・診療を行う体制を常時確保している認知症医療機関に連携している場合 (1月につき 30単位を加算)										
ニ 協力医療機関連携加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 上記以外の協力医療機関と連携している場合 (1月につき 40単位を加算)										
ホ 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算Ⅰ(イ) (1日につき 57単位を加算) (2) 医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (1日につき 47単位を加算) (3) 医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (1日につき 37単位を加算) (4) 医療連携体制加算Ⅱ (1日につき 5単位を加算)										
ヘ 通院時情報提供加算 (イを算定する場合のみ算定)			(250単位を加算)										
ト 遠隔時間相談加算 (イを算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))										
チ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
リ 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)										
ス 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
ル 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)										
ロ コロ監事管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)										
ワ ロロ 栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
ロ ケ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)										
ヨ 高齢者施設等感染対策向上加算			(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)										
タ 新興感染症等施設療養費			(1月に1回、連続する65日を限度として 240単位を算定)										
レ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)										
ソ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
注 介護職員等処遇改善加算			<p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +185/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +178/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +155/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +125/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +163/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき +165/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき +148/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +133/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき +175/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅸ) (1月につき +120/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅹ) (1月につき +132/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅺ) (1月につき +119/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅻ) (1月につき +97/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅼ) (1月につき +102/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅽ) (1月につき +80/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(Ⅾ) (1月につき +88/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +85/10000)</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +85/10000)</p>										
注 介護職員等処遇改善加算			<p>注 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に占められる。</p> <p>注 身体拘束薬使用実態調査については、1回算定する場合は、令和7年1月1日から適用する。</p> <p>注 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。</p> <p>注 介護職員等処遇改善加算(ⅰ)については、令和7年3月31日まで算定不可。</p>										



6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	定				1月につき +10単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +40単位	1月につき +50単位	1月につき +60単位	1月につき +70単位	1月につき +80単位	1月につき +90単位	1月につき +100単位	1月につき +110単位	
	1ヶ月間の 定員(定員に 満たない場合)	1日につき +10単位	1日につき +20単位	1日につき +30単位												
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 546 単位) 要介護2 ( 614 単位) 要介護3 ( 695 単位) 要介護4 ( 750 単位) 要介護5 ( 820 単位)															
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 546 単位) 要介護2 ( 614 単位) 要介護3 ( 695 単位) 要介護4 ( 750 単位) 要介護5 ( 820 単位)															

1. 認知症療養加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 20単位を加算)	
1) 認知症加算(1)	(1) 実7日以前(約)1日以下 (1日につき 20単位を加算) (2) 実7日以前(約)2日以上3日以下 (1日につき 14単位を加算) (3) 実7日以前(約)3日以上5日以下 (1日につき 8単位を加算) (4) 実7日 (1日につき 280単位を加算)	
2. 認知症加算(2)	(1) 実7日以前(約)1日以下 (1日につき 67単位を加算) (2) 実7日以前(約)2日以上3日以下 (1日につき 47単位を加算) (3) 実7日以前(約)3日以上5日以下 (1日につき 27単位を加算) (4) 実7日 (1日につき 170単位を加算)	

3. 認知症療養加算(イを算定する場合のみ算定)	(290単位)	
ア. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 4単位を加算)	
イ. 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 40単位を加算)	
ロ. 高齢者施設等感染対策算上 加算	(1) 高齢者施設等感染対策算上加算(1) (1日につき 10単位を加算) (2) 高齢者施設等感染対策算上加算(2) (1日につき 5単位を加算)	
ハ. 高齢者施設等感染対策算上 加算	(1日につき 240単位を加算)	
ニ. 生活向上推進体制加算	(1) 生活向上推進体制加算(1) (1日につき 100単位を加算) (2) 生活向上推進体制加算(2) (1日につき 10単位を加算)	
ホ. サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(3) (1日につき 6単位を加算)	

① 認知症療養加算(イを算定する場合のみ算定) ② 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定) ③ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定) ④ 高齢者施設等感染対策算上加算 ⑤ 高齢者施設等感染対策算上加算 ⑥ 生活向上推進体制加算 ⑦ サービス提供体制強化加算 ⑧ サービス提供体制強化加算 ⑨ サービス提供体制強化加算	① 認知症療養加算(イを算定する場合のみ算定) ② 認知症専門ケア加算(イを算定する場合のみ算定) ③ 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定) ④ 高齢者施設等感染対策算上加算 ⑤ 高齢者施設等感染対策算上加算 ⑥ 生活向上推進体制加算 ⑦ サービス提供体制強化加算 ⑧ サービス提供体制強化加算 ⑨ サービス提供体制強化加算

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、認知症療養加算に包含される。  
 ※ 身体障害者福祉施設については、当該施設が指定されている施設(7/7)を以て算定する。  
 ※ 業務継続計画策定加算については、事業計画の承認及び計画の実施のための資料の整備及び事業計画に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの特例適用はしない。  
 ※ 地域密着型特定施設入居者生活介護費に関するお問い合わせは、お問い合わせ先(お問い合わせ先)までお問い合わせください。



8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合又は従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束禁止措置実施算	高齢者虐待防止措置実施算	業務統計面未実施算	減少サービスに対する減算	サテライト体制実施機減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の身体障害等により医療費の負担が重くなる場合の減算(1月につき)	特別の指針により特別に医療費の負担軽減が行われる場合の減算(1日につき)		
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,447単位) 要介護2(17,415単位) 要介護3(24,831単位) 要介護4(27,766単位) 要介護5(31,408単位)												
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,214単位) 要介護2(15,691単位) 要介護3(22,057単位) 要介護4(25,017単位) 要介護5(28,298単位) 要介護1(9,271単位) 要介護2(638単位) 要介護3(706単位) 要介護4(773単位) 要介護5(839単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位 -925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)														
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき30単位を加算)														
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき920単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき890単位を加算) (3) 認知症加算(Ⅲ)(1月につき760単位を加算) (4) 認知症加算(Ⅳ)(1月につき460単位を加算)												
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(7日間を限度))														
ヘ 療養型認知症利用居宅介護加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき800単位を加算)														
ト 栄養アセスメント加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき50単位を加算)														
チ 栄養改善加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき200単位を加算(1月に2回を限度))														
リ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき5単位を加算(6月に1回を限度))												
ス 口腔機能向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)(1回につき+150単位(月2回を限度)) (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)(1回につき+160単位(月2回を限度))												
ル 通院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)(1回につき600単位を加算)														
ヲ 緊急時対応加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき774単位を加算)														
ク 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき250単位を加算)												
カ 専門管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき250単位を加算)												
キ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき250単位を加算)														
ク 遠隔地訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)(150単位を加算)														
ク 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき500単位を加算)												
ク 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき1,000単位を加算)												
ク 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)(1月につき2,000単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)(1月につき800単位を加算)												
ク 看護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき3単位を加算) (2) 看護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき13単位を加算)												
ク 接せつ支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 接せつ支援加算(Ⅰ)(1月につき10単位を加算) (2) 接せつ支援加算(Ⅱ)(1月につき15単位を加算) (3) 接せつ支援加算(Ⅲ)(1月につき20単位を加算)												
ク 科学的介護推進体制加算(イを算定する場合のみ算定)(1月につき40単位を加算)														
ク 生産性向上推進体制加算		(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(1月につき100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(1月につき10単位を加算)												
ク サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき250単位を加算) (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき250単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき2単位を加算)												
ク サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき149/1,000) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき134/1,000) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき115/1,000) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)(1月につき121/1,000) (五) サービス提供体制強化加算(Ⅴ)(1月につき118/1,000) (六) サービス提供体制強化加算(Ⅵ)(1月につき107/1,000) (七) サービス提供体制強化加算(Ⅶ)(1月につき85/1,000) (八) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (九) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十一) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十二) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十三) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十四) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十五) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十六) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十七) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十八) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (十九) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000) (二十) サービス提供体制強化加算(Ⅷ)(1月につき85/1,000)												

※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模居宅介護」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束禁止措置については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務統計計画未実施加算については、感染症の予防及び蔓延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)については、令和7年3月31日まで算定可能。



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			登録者が登録定員を超える場合 又は 従業員が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,450 単位) 要支援2 ( 6,972 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,109 単位) 要支援2 ( 6,281 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 424 単位) 要支援2 ( 531 単位)									
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算								
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日限を限度))								
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)								
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)								
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ヌ 生産性向上推進体制加算			(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)								
ル サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)								
ヤ 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十原定単位数×149/1000) (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十原定単位数×146/1000) (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十原定単位数×134/1000) (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十原定単位数×106/1000) (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十原定単位数×132/1000) (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅵ) (1月につき 十原定単位数×121/1000) (7) 介護職員等処遇改善加算(Ⅶ) (1月につき 十原定単位数×129/1000) (8) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷ) (1月につき 十原定単位数×118/1000) (9) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷa) (1月につき 十原定単位数×101/1000) (10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷb) (1月につき 十原定単位数×89/1000) (11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷc) (1月につき 十原定単位数×77/1000) (12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷd) (1月につき 十原定単位数×73/1000) (13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷe) (1月につき 十原定単位数×68/1000) (14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅷf) (1月につき 十原定単位数×56/1000)			※実定員は、イからルまでに算定した単位数の合計					

※(イ)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、(1)の単位数を算入  
 ※「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 749 単位)										
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-10/100	-1/100	-3/100	1日につき -50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 777 単位)										

注 入院時費用 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 遠隔時提供体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

ホ 遠隔時相談援助加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

ヘ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

ト 認知症チームケア推進加算 (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)

チ 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)

リ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき +30単位を加算)

ヌ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を1回以上行っている場合

ル 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

サ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

フ 高齢者施設等感染対策向上加算 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)

(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

カ 新興感染症等施設療養費 (1月に1回、連続する5日を限度として 240単位を算定)

コ 生産性向上推進体制加算 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

ク サービス提供体制強化加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)

(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)

(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

※ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき +所定単位数×186/1000)	注 所定単位数は、イからオまでにあり算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1日につき +所定単位数×178/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1日につき +所定単位数×155/1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1日につき +所定単位数×125/1000)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1日につき +所定単位数×163/1000)	
	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ)	(1日につき +所定単位数×156/1000)	
	(7) 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)	(1日につき +所定単位数×155/1000)	
	(8) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×148/1000)	
	(9) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×133/1000)	
	(10) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×125/1000)	
	(11) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×120/1000)	
	(12) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×132/1000)	
	(13) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×112/1000)	
	(14) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×97/1000)	
	(15) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×102/1000)	
	(16) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×89/1000)	
	(17) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×89/1000)	
	(18) 介護職員処遇改善加算(Ⅷ)	(1日につき +所定単位数×66/1000)	

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 身体拘束未実施減算については、ロを算定する場合は、令和7年4月1日から適用する。  
 ※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日までの間適用可能。